

2020年8月6日

大阪市教育委員会
教育長 山本 晋次 様

大阪市立高等学校教職員組合
執行委員長 辻本 正純

教育諸条件の抜本的改善に関する

市高教年間統一要求書

8月4日、大阪市高等学校教育審議会は大阪市教育委員会に第13次答申を示しました。大阪市立の工業系高等学校は、高校卒業後、主に大阪府内で就職したいと考える生徒を育て、社会に送り出してきました。いずれも学校紹介就職希望者は100%の内定を得ています。このコロナ禍の中においても、学校には企業から多くの求人依頼があり、それだけを見ても社会的な評価は非常に高いといえます。

今回出された答申には、『大学4年間を加えた7年間を見据えた教育内容を検討すべき』、『卒業後は就職する』等のステレオタイプなイメージを払拭』との記述があり、大学進学に、より力を入れる方向性や、多様な進路選択ができる工業高校像が示されていますが、工業高校卒業後には、大阪府内の企業に就職し社会人として独り立ちしたい、という中学生が一定程度存在すると学校現場では感じており、答申に従えば、そのように考える生徒の将来像を掴むことになるのではないのでしょうか。

また、『作業服での実習』は安全教育の第一歩であり、服装指導はものづくりの基礎基本である、と工業高校で指導してきた教職員の自負があります。それら基礎基本を重視している工業高校に対し、社会から高い評価をいただいているのではないのでしょうか。

ここ二十年来、新工業高校構想やスーパー工業高校構想など、大阪市には出たは消えの工業高校再編計画が存在します。『魅力ある新しい工業系高等学校が誕生』させるためには、答申が述べる『施設・設備を整えること』が何よりも重要であり、臨時教職員（期限付講師や期限付実習助手）で場当たりに補充している現状を早急に見直し、一日でも早くまともな教職員配置に正すことが必要であると考えます。

答申において高評価である泉尾工業高等学校・ファッション工学科ですが、ここ近年、市教委は工業（ファッション工学）で教員採用試験を行ってきたのでしょうか。専門知識や技術を持つ人材補充をしてきたのでしょうか。現状の教職員人事を鑑みると『本市が長年培ってきた工業教育における特色ある学科の一つ』との表記は、何を見てこのように述べる事ができたのか、甚だ疑問に感じます。

また、諮問の範囲外であったとして高等学校入学者選抜の制度については答申されていませんが、特色ある大阪市立の工業系高等学校は、「特別入学者選抜」で生徒募集することを強く望みます。過去、「前期入学者選抜」を実施していた際は、各校とも、ここまで定員割れすることなく生徒募集できていた、と認識しています。答申にある、新しい形

での都島工業高等学校や、新しい工業系高等学校の入学選抜には、工芸高等学校を含め、「特別入学選抜」で生徒募集することが必須だと考えます。

さて、私たち市高教は毎年教育委員会に対し、教育諸条件の抜本的改善のための要求書を提出し、その実現を求めてきました。コロナ禍での学校では、空調未整備の教室・体育館・講堂、密を避けるには教室が不足する、ネット接続での授業は生徒も含めて現実的ではない貧弱な設備など、この間要求していることについて、早急な回答を求めるものです。

また、「長時間勤務の解消」のためには、教職員を増やすことと、正規職員での雇用以外に解決策はありません。全ての教職員が自らの雇用の心配をせずに安心して勤務出来ることは教育委員会の責任です。

ゆきとどいた高校教育を保障するために、私たち教職員を信頼するとともに、以下の要求を早急に実現されるよう強く求めるものです。

1. 労使関係の改善について

- (1) 教育長交渉を設定し、教職員の要求に耳を傾けること。

2. 教育諸条件の整備・充実、教育予算の大幅増額と父母負担の軽減について

- (1) 高校 20 人学級を大阪市独自でもただちに実現すること。

- (2) 既設校の教育諸条件を抜本的に改善すること。

- ① 残されたすべての教室・管理諸室へのエアコン設置を行うこと。

既設のエアコンの点検・修理および取り替えなど必要な調査を行い改善すること。

- ② 病気や障がいなどで車椅子や松葉づえで通学している生徒は多数います。電動車椅子を階段昇降機で移動している生徒、教職員が車椅子を持ち上げ階段を上り下りしているのが高等学校の現状です。事故が起ってからでは遅過ぎます。車椅子の生徒や定時制に通う高齢者等が安心して学べるようエレベーターの計画的な設置をすること。

- ③ 市立高プレハブ校舎（教室・準備室）を解消すること。当面、冷房設備を設置すること。

- ④ 洗浄便座付洋式トイレの設置をすすめること。中学生やその保護者が学校見学に来た際、注目するのはトイレです。今日、見た目の清潔感は当たり前です。その際、水洗をセンサー付きのものにする。手洗いも自動水栓にするなど感染予防を講じること。

- ⑤ その他、分会要求書に盛り込まれた、各学校の施設・設備についての諸要求にすみやかに応えること。

- (3) 教育予算の大幅増額と父母負担の軽減をすること。

- ① 学校維持運営費削減をおこなわず、大幅に増額すること。

- ② 部活動に要する登録費等の公費化を行うこと。

- ③ 検定料・入学金の徴収をやめること。高校の教育費負担の軽減のために、教科書・副教材などの学習・教育活動に必要なものは公費負担とすること。

- ④ 大阪市奨学金の支給金額の引き上げと支給範囲の拡大を行うこと。また、入学準備金を予約奨学生だけでなく、高校入学後の生徒へも拡大すること。

⑤スクールソーシャルワーカーが実質的に配置されるよう引き続き努力すること。

(4) 旅費の増額をはかり旅費配当基準を改善すること。教育活動に関わる旅費予算については、実費弁済を基本に全額支給すること。また、配当基準額全額を学校に配当すること。

① 付添出張に関わる費用については、食事料を含め全額実費支給を行うこと。

② 経年研修・人権研修などの市教委研修参加に必要な旅費は、すべて別途予算措置すること。

③ 「解放教育」や「部落解放運動」を教育に持ち込む組織と「連携・交流」する「大阪市人権教育研究協議会」などへの参加に旅費執行を認めないこと。

④ 定時制の旅費配当基準を引き上げること。

⑤ 郊外校（市立高校）加配を増額すること。

⑥ 進路指導のために必要な旅費の予算を、別途措置すること。

⑦ 施設が不十分なため、校外で学校行事（体育祭・文化祭など）を実施する場合、旅費を別途予算措置すること。

⑧ クラブ合宿や公式試合の付添旅費を全額公費で支給すること。

⑨ 技術職員の他府県の学校視察を認めるとともに、それに伴う旅費を支給すること。

3. 勤務労働条件の改善について

(1) 先の地震や大雨の際に、振り替え輸送が行われなくてもかわらず、別ルートで通勤したことにより持ち出しとなった交通費を弁償すること。

(2) 実習助手の賃金を抜本的に見直すこと。中でも、税源移譲に伴い生じた2表1級の賃金・給与面の扱いにおける不利益の解消を早期に行うこと。また、現在の総括実習助手任用制度についても、新たな制度論議を市高教と至急行うこと。

(3) 期限付講師などの賃金については、正規教員との均等待遇の原則にたち、職名を教諭とし教育職給料表の2級を適用するとともに、賃金の上限を大幅に改善すること。

(4) 「人事考課制度」等、成績主義による給与・手当の差別支給を廃止すること。

(5) 授業の改善に何の役にも立たない「授業評価アンケート」の実施を中止すること。

(6) 教育の充実のために、教職員の専任率を高めるとともに、次のことを要求する。

① 教職員の異常な長時間・過密労働を解消するため、教育現場の労働条件・環境を改善し、実態に即した教職員の配置をおこなうこと。また、退職者による欠員は専任で補充すること。標準法を下回る学校については、標準法通りに配置すること。

② 勤務時間内に教材研究・授業準備の時間を確保するため、週あたりの持時間を見直し、教員の1週あたり「持時間」を最高、全日制12時間、定時制10時間とし、定時制のLHR等は「持時間」の中に含めること。また、ただちに、工業科の「持時間」を普通教科と同じにすること。

③ 養護教諭の労働条件改善のために、全校に養護教諭を正規で複数配置すること。また、繁忙時の臨時職員を全校に配置し、期間を大幅に延長すること。

④ 生徒の「心の病」に的確に対応できる専門のカウンセラーの常勤配置とカウンセリングルームを完備し、さらに校医として精神科医、婦人科医を加えること。

⑤ 課題のある高校については、現場教職員の負担軽減のため、教職員を加配すること。

- ⑥ 理科・家庭科など実験・実習をともなう教科については、班編成が出来るよう、十分な教員を確保すること。
 - ⑦ 進路指導の事務補助を配置すること。
 - ⑧ 実習助手の採用を行うこと。採用をしないのなら、教諭一元化の制度設計を市高教と至急行うこと。
 - ⑨ 事務職員・技術職員の採用を継続するとともに、技術職員の採用を行うこと。
 - ⑩ 人事異動は本人の希望と専門性を尊重し、納得と承諾にもとづいて行うこと。また、通勤時間・経路を十分に勘案すること。
 - ⑪ 学校図書館司書を正規職員として採用すること。
 - ⑫ 定数内講師、養護助教諭など臨時的任用の多用を改め、教諭の専任率を高めること。
 - ⑬ 1ヶ月以上の病休者に対する代替は、小中学校と同じように常勤講師の配置を行うこと。
 - ⑭ 非常勤講師の賃金制度を月額報酬制に戻し、賃金を大幅に改善すること。当面賃金単価を大幅に引き上げるとともに、勤務時間に応じた一時金を支給すること。また、支給日を大阪府と同様の翌月10日にすること。
 - ⑮ 事務室や管理作業員、養護補助等のアルバイト職員の賃金を大幅に増額すること。また、交通費について実費全額支給とすること。
 - ⑯ 年度途中の欠員については、ただちに正規職員を補充すること。
 - ⑰ 育休代替制度を技術職員にも適用すること。
 - ⑱ 再任用制度の実施にあたっては、希望者全員の雇用と希望時間数を保障し、教職員定数外の配置とすること。
 - ⑲ 自立支援等、障害を持つ生徒が在籍する学校には、専門性のある教職員の増員をはかること。
 - ⑳ すべての教職員に校務支援パソコンを配置すること。
 - ㉑ 校務支援パソコンの個人情報の管理を徹底すること。
- (7) 全教職員の健康といのちを守り、快適・安全な職場環境をつくり、学校から一切の過労死・疾病を予防するため、労働安全衛生対策を強化すること。
- ① 労働安全衛生法にもとづいて、快適な職場環境の形成のために、すべての職場の労働安全衛生委員会を実効あるものとして機能させること。そのために引き続き衛生管理者の養成をすすめること。
 - ② 教職員の定期健康診断は、ガン検診を必須検査とし、眼底検査を追加するなど検査項目の充実を図ること。また、脳ドックを無料で実施するとともに、女性関連検診（子宮ガン、乳ガン、骨粗鬆症など）を充実させるとともに、インフルエンザ予防接種のための予算措置をすること。
 - ③ 教職員の定期健康診断の要再検査についても出張扱いとすること。また産業医が勤務軽減等必要と勧告した者については、それに従い必要な校内体制を取ることが出来るよう教職員を増員すること。
 - ④ 増加するメンタルヘルス不調の対策を強化し、職場復帰が円滑にすすむようリハビリ勤務制度を確立するとともに、復帰後の業務負担軽減のための人的措置を大きく拡充すること。
 - ⑤ 部活による休日出勤や持ち帰り残業を含めた日常的な教職員の異常な長時間・過密労働、取れない休憩時間問題等の改善に向けて、抜本的対策を講ずること。また、時間外勤務については給特法を厳密に適用するよう校長を指導するとともに、給特法によらない時間外勤務については、割振変更を行うこと。
 - ⑥ 夏期特別休暇の取得期間を拡大すること。

- ⑦ 「病気休暇当初 3 日の無給」の撤廃、時間休の分割取得を認めること。また、1 日の振替休暇を半日単位（4 時間もしくは 3 時間 45 分）に分割して取得できるようにすること。
 - ⑧ 教職員の過労防止のためにも、週休日の部活動等を減らすこと。そのために、週休日のどちらか 1 日は休むよう学校長を指導すること。
 - ⑨ 有給休暇の取得を促進し、行使できるよう体制を確立すること。
 - ⑩ 健康で働き続けるために、すべての学校に、休憩室を設置し、冷暖房設備の改善など、職場環境の改善に努めること。
 - ⑪ 人間ドックの希望者は全員受けられるよう予算措置を行うこと。
 - ⑫ VDT 労働作業基準に沿った業務を推進するとともに、視力低下・頸肩腕・腰痛など VDT 作業に伴う健康障害の状況を調査し、防止対策を講じること。
- (8) 母性保護の拡充をはかるために
- ①妊娠障害休暇を 2 週間に延長すること。つわり休暇は産前休暇とは別枠で 1 週間とすること。
 - ②管理職の母性健康管理についての義務を明確にし、周知徹底をはかること。また、講師に対しても権利についての説明の徹底をはかること。
 - ③不妊治療に関わる休暇の内容を充実させること。当面、府に合わせて、無給の職免ではなく、特別休暇とし、年 6 日に増やすこと。
 - ④妊娠中の教職員に対し、労働軽減のための措置を講ずること。また、体育の実技軽減のための講師の配置を妊娠判明時より速やかに行うこと。
 - ⑤流産のための特別休暇を新設すること。
 - ⑥産前産後休暇を産前 8 週（多胎妊娠は 16 週）、産後 10 週の通算 18 週とすること。また、通算制、本人申請を厳守し、不当な干渉を行なわないこと。
 - ⑦更年期障害のための休暇、通院の保障、勤務時間や職務の軽減などの措置を行うこと。
- (9) 育児・介護支援充実のために
- ①育児休業中の所得保障を、国及び自治体の責任で行うこと。また、常勤の代替・現職復帰・選択制を守ること。
 - ②産休、育休、介護休暇の代替については市教委が責任をもって人を確保すること。
 - ③育児時間休暇を 3 歳までに延長すること。
 - ④育児職免を有給とすること。
 - ⑤子の看護休暇の日数を増やし、子どもの人数に応じて付与すること。また、義務教育終了までを対象とすること。
 - ⑥育児短時間勤務制度を現場の実態に合わせて改善すること。育児短時間勤務制度取得者を定数外とする、代替職員を常勤で確保する、非常勤代替職員については引き続き時間を確保するなど、現場の負担を軽減すること。
 - ⑦介護を理由とした退職者を生まないため、介護休暇の期間を延長し、年度が替わったら再取得可能にすること。また、復職可能な休職制度や、時間単位の運用、有給保障の充実、常勤講師の代替など、権利行使のしやすい制度に改善していくこと。事務職員や技術職員についても代替者を配置すること。
 - ⑧短期介護休暇の日数を増やし、要介護人が多い場合の日程上限を増やすこと。
- (10) 職場でのセクシャルハラスメントを一掃するために、市教委、管理職の配慮義務を明確にし、施設面での改善、職員への啓発研修などを行い、点検をすること。また、セクシャルハラスメントの起因する問題が生じた際には、尊厳を守るための措置を迅速に講

じること。

- (11) パワーハラスメントのない働きやすい職場環境づくりを進めるため、校長等管理職へはもとより、全教職員に対し、啓発、研修をおこない、総合的・組織的な防止対策を講じること。また、相談体制を整備し、的確な対応をとれるようにすること。
- (12) 「勤務場所を離れた研修」について、教員の研修の自由を侵害しないこと。
- (13) 「教員免許更新制」は、大学における教員養成と開放免許制度という教員免許法の根本を崩す制度であり、教員の身分尊重原則を根底から突き崩すものである。
 - ① 文部科学省に対して、教員免許更新制の中止・廃止を強く求めること。
 - ② 更新講習受講の勤態は、「出張」扱いとすること。
 - ③ 講習にかかる費用は公費負担とすること。

4. 定時制高校の充実について

- (1) 都二工、二工芸の縮小・統廃合を行わないこと。
- (2) 中央高の夜間定時制高校としての機能を充実させること。
- (3) 定時制教育の充実のために特別の予算措置をおこなうこと。
 - ① 定時制独自の施設・設備を拡大・充実させること。
 - ② 市独自でも一学級定員を20名以下にすること。
 - ③ 就学援助など定時制教育充実のための対策費を大幅に増額すること。
 - ④ 教科書・給食の無償給与制度の完全復活を国に対し要請すること。
 - ⑤ 補食給食を大阪市独自で再開すること。
 - ⑥ 定時制勤務者に対する学校業務手当を支給すること。
 - ⑦ 図書購入費の学校割、生徒割の基準単価を全日制と同じにすること。

5. 事務職員についての要求

- (1) 標準定数分の人員については正規職員で配置すること。
- (2) 「多様化」校、「授業料未納対策」や「就学支援金」、「給付金」の認定事務など業務がより繁忙となった。したがって人員を増やすこと。
- (4) 市費学校事務職員の再任用制度について、再任用制度の改善と希望による雇用と配置を行うこと。
- (5) 行政職給料表4級への昇格制度を改善すること。また、行政職3級への昇格枠の拡大をはかること。
- (6) 3級の最高号給滞留を早急に解消すること。2級についても最高号給の引き上げを行うこと。
- (7) 超過勤務の解消をはかること。やむをえず超過勤務を命ずる場合は「無用の拘束」を強制することなく実態にそって超過勤務手当を支払うこと。
- (8) 健康で働き続けられるよう、休憩時間取得の徹底、休暇制度の改善をおこなうこと。当面、時間年休の分割取得、夏季休暇の半日運用、「病気休暇当初3日の無給」の撤廃と病気休暇の時間取得の取得要件を緩和すること。
- (9) 労働条件改善のため、事務改善を行うこと。システムの業務に必要な機器を市教委の責任において整備すること。
- (10) 学校徴収金・団体会費等について、保護者負担の実態を調査し、適正化を図ること。また、各種団体会計事務について、教職員に担わせないこと。
- (11) 生徒の就学保障を尊重し、事務職員に過剰な負担となっている「高等学校授業料未納対策要領」を撤回すること。督促事務については、学校経営管理センター未納

対策グループで行うこと。授業料無償化、検定料、入学料の不徴収にむけ努力すること。

6. 管理作業員についての要求

- (1) 昇給・昇格のしくみを改善すること。
- (2) 定時制高校職場は複数配置とし、全日制職場は最低3名配置とすること。再任用配置の場合、全勤務時間帯において一人勤務にならないようにすること。
- (3) 学校現業職員を学校教育法・教職員定数法等に明記し、法制化するよう国に求めること。
- (4) 高校職場への再任用は、高校現場に精通した人をあてること。
- (5) 年休の時間単位での取得に40時間制限を撤廃すること。
- (6) 夏期研修は、教育現場の職員としての教養・技術等の向上を図るために実施すること。また、夏期休業中を超えて実施しないこと。
- (7) 蜂アレルギー事故等の対策についての周知の徹底をはかり、各職場に於ける対応等について使用者としての責任で不備がないかチェックすること。
- (8) 学校現場において、管理作業員が関わる施設設備を改善すること。特に、安全に作業するための作業室の設置、作業スペースの確保、薬剤散布後など衛生面に配慮したシャワー室の設置を要求する。
- (9) 休日に行われる上級救命講習については、出張とすること。
- (10) 芝生の維持管理や業務に関わるスキルを得るためなど。他校に実技を教えてもらう場合の勤態は、出張または自己啓発職免とすること。
- (11) 時間外勤務については本人の合意を前提とし、実態に応じた時間外命令を出し不払い労働を根絶すること。

7. その他

- (1) 府市統合の有無によらずに実施するという、根拠のない市立高校の府への移管を行わないこと。
- (2) 大阪市の直営が決まり、府立移管の対象でもないデザイン教育研究所の今後のあり方について、デザイン教育研究所の教員を含む関係者と直ちに検討を始めること。
- (3) 教科書選定は各学校の学問の自由と教育課程の編成権に基づいて選定されるべきものである。検定に合格した教科書を「一面的」とする不当な介入を行わないこと。
- (4) 大阪市において使用する呼称「実習助手」について、大阪府同様「実習教員」と変更すること。